

# 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消について

平成 26 年 10 月 14 日

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

県は、平成 26 年 10 月 1 日付け通知により下記の障害福祉サービス事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 50 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、及び第 10 号の規定に基づく指定の取消しを行った。

## 記

### 1 指定取消の内容

法人名	有限会社宮信商事
代表者名	取締役 金 松華
事業所名	イキイキスマイル応援団訓練所
事業所所在地	浦添市勢理客 2-24-1 1 階
事業所番号	4710300619
指定年月日	平成 26 年 4 月 1 日
サービスの種類	自立訓練（生活訓練）、就労移行支援事業及び就労継続支援 B 型事業

### 2 指定取消年月日 平成 26 年 10 月 31 日

### 3 指定取消の理由

- (1) 指定の日から監査までの間、基準上配置すべき従業者を常時配置していなかった。（法第 50 条第 1 項第 3 号に該当）
- (2) 障害福祉サービス提供に際して利用者との間において利用契約を締結していなかった他、サービス提供に際して整備すべき記録である個別支援計画、サービス提供記録簿等が著しく欠けており、適正な指定障害福祉サービス事業が運営されていなかった。（法第 50 条第 1 項第 4 号に該当）
- (3) 監査において、勤務実態と異なる「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出・説明した他、従業者と雇用契約を締結していないにもかかわらず、従業者と締結したと見せかけた「雇用契約書」及び「労働条件通知書」を提出・説明し、虚偽の報告及び虚偽の答弁を行った。（法第 50 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に該当）

- (4) 指定申請の書類として、従業員に名を連ねるための名義貸しを頼み、それを承諾した就業予定のない者を職業指導員と記載した虚偽の書類を提出し、不正に指定を受けた。(法第 50 条第 1 項第 8 号に該当)
- (5) ①利用者に対し事業者の管理事務を行わせ、また、障害福祉サービスとは無関係である事業者の経営するパソコン教室の講師をさせた。
- ②アルコール依存である利用者に対し、アルコール依存であることを知りながら、サービス提供時間帯にアルコールの提供を行った。
- ③事業所内の訓練作業室において、職業指導員が、サービス提供時間帯に、利用者でない一般の人を対象としたパソコン教室を行った。(法第 50 条第 1 項第 10 号に該当)